

函館市特産品開発支援事業補助金審査委員会審査基準

1 審査の概要

函館市特産品開発支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、交付申請書およびヒアリングによる審査を行い、各審査項目について審査・採点し、予算の範囲内で補助対象事業を選定する。

2 審査項目

以下の項目について各委員が採点（100点満点）を行い、審査に参加した委員の評価点を合計し、平均評価点が70点以上となった案件を選定する。

なお、応募者の申請金額の合計が予算残額を上回る場合は、上記と同様に算出した平均評価点が70点以上となった案件の中から平均評価点の高い順に、予算の範囲内で選定する。

上記規定による平均評価点が同点の場合は、審査項目「(1) 市場性」の点数の高い案件を選定する。それでも同点の場合は、審査項目「(2) 商品の地域性および独創性 ② 市の魅力をPRすることが期待される特産品であるか」の点数の高い案件を選定する。

(1) 市場性（30点）

- ① 全国の百貨店で開催される物産展や観光客向けの土産品、ふるさと納税返礼品において、市の特産品として需要が期待できるか

(2) 商品の地域性および独創性（30点）

- ① 原材料に市や道南の資源を活用しているか（5点）
- ② 市の魅力をPRすることが期待される特産品であるか（15点）
- ③ 独創性の高い特産品であるか（10点）

(3) 事業の計画性（40点）

- ① 商品単価設定や生産規模等が適切か（10点）
- ② 市場分析、ターゲット設定を的確に行っているか（10点）
- ③ 販路や販促方法等の販売戦略が整っているか（10点）
- ④ 事業計画は実現性の高いものであるか（10点）